

「遠賀川流域生態系ネットワーク検討委員会」 設立趣旨

遠賀川流域では古くから続く農業や、わが国の近代化や戦後復興に大きな役割を果たした石炭産業を支えるとともに、流域の人々の生活・文化と深く結びついてきました。

遠賀川流域の水環境は、流域の開発や生活様式の変化に伴い一時期には著しく悪化したため、行政機関と住民団体により長年にわたって河川環境保全再生・河川愛護の取り組みがなされてきました。

具体的には、自治体による下水道の整備や浄化槽の普及、住民団体を中心にサケのふ化放流、ホタルの復活、清掃、水環境教育などが行われています。また、国土交通省遠賀川河川事務所では、自治体及び住民のご理解・ご協力のもと、魚ののぼりやすい川づくり推進モデル事業（堰等魚道改良・整備）や中島自然再生事業（湿地再生）、河口堰自然再生事業（魚道の機能向上）、エコロジカルネットワーク再生事業（堤内外の連続性改善）などの河川環境整備事業のほか、緩傾斜河岸の創出など河川環境に配慮した整備を実施してきました。これらの個々の取り組みにより、遠賀川流域の水環境は着実に改善しています。

今後は、福岡県知事・流域 22 市町村長・河川管理者により平成 24 年 1 月に発表された「遠賀川流域宣言」で述べられているように、「水源の山々から海までつながり響きあう生命の環を育てる」ことが求められています。遠賀川流域の生物の生息環境が更に改善し、流域の人々が生態系からより多くの恩恵を享受できるようにするためには、遠賀川流域全体の水環境や自然環境、歴史、社会経済活動、様々な主体による取り組み、及び流域内外の生態系などを総合的に勘案して、遠賀川流域の生態系ネットワークの将来像を描き、流域内の多様な関係者がその実現に向けて主体的に活動することが必要です。

そのため、遠賀川流域の生態系ネットワークの将来像とその実現に向けた具体的な方策を検討する「遠賀川流域生態系ネットワーク検討委員会」を設立するものです。

平成 27 年 2 月 25 日

「遠賀川流域生態系ネットワーク検討委員会」

運営規約

(名称)

第一条 本会は、「遠賀川流域生態系ネットワーク検討委員会」（以下、「委員会」という）と称する。

(目的)

第二条 委員会は、遠賀川流域の生態系ネットワークの将来像とその実現に向けた具体的な方策を検討し、多様な意見交換や相互の情報共有を図り、河川管理者への技術的指導・助言を得ることを目的とする。

(検討内容)

第三条 前条の目的を達成するため、委員会の内容は次の事項とする。

1. 生態系ネットワークの形成に関すること
2. 生態系ネットワークの形成に必要な水環境の保全・再生方策に関すること。
3. 生態系ネットワークの形成に必要な調査等に関すること。
4. 生態系ネットワークの形成に必要な地域連携方策に関すること。
5. その他、前条の目的の達成に必要な事項

(委員会の構成)

第四条 委員会は、別表に掲げるものによって組織する。委員の任期は原則として委員会終了時点とする。

2. 委員会に委員長をおくこととし、委員の互選によりこれを定める。
3. 委員長は、必要があるときは、委員会に別表に掲げるもの以外の者の出席を求めることができる。
4. 委員会に別表に掲げる以外のものを委員として増員する場合は、委員長の承認を得るものとする。

(運営等)

第五条 委員会は、必要に応じて委員長の指示のもと事務局にて招集することができる。

2. 委員長は委員会の運営と進行を統括する。

(事務局)

第六条 委員会の事務局は、国土交通省遠賀川河川事務所におくものとする。

(規約改正)

第七条 この規約を改正する必要がある場合は、委員会構成員の2/3以上の合意を得て改正することができるものとする。

(付 則)

- (1) この規約は、平成27年2月25日から施行する。

遠賀川流域生態系ネットワーク検討委員会

委員名簿

伊東 啓太郎	九州工業大学大学院工学府	教授	(環境デザイン)
上田 恭一郎	北九州市立いのちのたび博物館	館長	(昆虫)
牛嶋 英俊	福岡県文化財保護指導委員		(郷土史)
鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院	准教授	(魚類)
武石 全慈	北九州市立いのちのたび博物館	学芸員	(鳥類)
永尾 正剛	北九州市立いのちのたび博物館	名誉館員	(歴史)
林 博徳	九州大学大学院工学研究院環境社会部門	助教	(河川工学)
渕上 信好	遠賀川河川環境保全モニター		(魚類)
真鍋 徹	北九州市立いのちのたび博物館	自然史課長	(植物)

(以上 五十音順、敬称略)